

「(仮称) 第3次豊中市男女共同参画計画」策定支援業務委託にかかる
公募型プロポーザル募集要項

1. 業務名称

「(仮称) 第3次豊中市男女共同参画計画」策定支援業務（以下「本業務」という。）

2. 募集対象業務

(1) 業務の概要

本業務は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び豊中市男女共同参画推進条例第9条に基づく「第2次豊中市男女共同参画計画改定版（平成29年度から令和3年度まで）」「第2次豊中市DV対策基本計画（平成29年度から令和3年度まで）」の実施評価（進捗状況）をふまえ、令和2年度（2020年度）に実施した「令和2年度（2020年度）男女共同参画施策推進にかかる市民及び事業所意識調査」の調査結果及び国・大阪府の計画・方針等や、豊中市総合計画等、当市の関係分野別方針・計画の内容を把握したうえで本市が取り組むべき課題等を分析し、「(仮称) 第3次豊中市男女共同参画計画」の構成・内容に関する提案・検討及び調整等必要な支援を行う。

なお、「女性活躍推進法（略称）」に基づく女性活躍推進計画及び「配偶者暴力防止法（略称）」に基づく市町村基本計画を包含・一体化し、今後10か年の目標や施策、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための「第3次豊中市男女共同参画計画」を策定することを目的とする。

(2) 委託期間

契約締結日から令和4年（2022年）3月31日（木）まで

(3) 予算額

委託額の上限は、3,894,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 豊中市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団をいう。以下同じ）、暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年間を経過しない者（「暴力団の構成員等」という。以下同じ）が役員等の立場で運営に関わっている法人又は暴力団の構成員等の統制下にある法人
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64

条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

- (5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係るに係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

4. 日程

	第一次審査がない場合 (応募者が 3 者以下の場合)	第一次審査がある場合 (応募者が 4 者以上の場合)
実施要領等の公表	4 月 26 日 (月)	
質問事項の締切	4 月 30 日 (金) 17 時 15 分必着	
質問事項への回答	5 月 11 日 (火) 予定	
応募書類の提出期限	5 月 18 日 (火) 17 時 15 分必着	
第一次審査結果の通知予定日	5 月 21 日 (金)	5 月 26 日 (水)
第二次審査 (プレゼンテーション)	6 月 1 日 (火)	
第二次審査結果の通知予定日	6 月 4 日 (金) 予定	
委託契約の締結予定日	6 月上旬予定	

※応募に関する質問はメールで受け付け、質問への回答は市のホームページに掲載し、個別

には回答しません。

※第二次審査（プレゼンテーション）時間、場所は、第一次審査結果通知時にお知らせします。

※第二次審査（プレゼンテーション）の順番は、応募書類の提出時に、くじ引きを行います。

（郵送での提出の場合は、到着時に当課担当者が代わってくじを引かせていただきます。

※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対して改めて通知します。

5. 応募方法

（1）提出書類

NO.	提出書類の内容	様式
①	提案参加申込書	様式 1
②	誓約書	様式 2
③	会社概要	様式 3
④	業務経歴書	様式 4
⑤	業務実施体制調書	様式 5
⑥	統括責任者及び担当者の業務実績調書	様式 6
⑦	入札参加停止措置等状況調書	様式 7
⑧	見積書	様式 8
⑨	企画提案書 ・ 企画提案は 1 社 1 案とする。 ・ 様式は自由とするが、サイズは A4 で作成すること。 ・ 企画提案の表紙には提案事業タイトルと提案者名を記入するものとする。 （記入例）『（仮称）第 3 次豊中市男女共同参画計画』策定支援業務 提案書 ○○（法人名等） ・ 企画提案事項についてはイラスト、イメージ等の使用も可能とするが、簡潔かつ明瞭に記載すること。 ・ 次のとおり企画提案を求める。 ・ 「豊中市男女共同参画推進条例」の理念である「男女共同参画社会の実現」及び「第 2 次豊中市男女共同参画計画改定版（女性活躍推進計画を含む）」の各基本的視点、「第 2 次豊中市 DV 対策基本計画」の各基本的方向に対する考え方を記載すること。 ・ 国・大阪府の計画・方針等や、豊中市総合計画等、当市の関係分野別方針・計画の内容を把握したうえで、当該業務実施にあたっての方針（アピールポイントを含む）を記載すること。 ・ 近年の男女共同参画や DV を取りまく社会経済情勢の変化と、現	任意様式

	<p>行の「第2次豊中市男女共同参画計画改定版」及び「第2次豊中市DV対策基本計画」の進捗状況等をふまえ、今後本市が取り組むべき課題等について分析し、記載すること。</p>	
⑩	<p>ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組（※該当する場合のみ提出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）（平成27年法律第64号）に基づく認定（えるぼし認定及びプラチナえるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書の写し <p>※労働時間の基準を満たすものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法（次世代法）（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん認定及びプラチナくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書の写し ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく一般事業主行動計画策定・変更届の写し <p>※女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）</p>	
⑪	質問書	様式9
⑫	辞退届	様式10

(2) 提出部数

各10部(10部のうち9部は複写可)

なお、様式1、様式2、様式7、様式8については、正本1部に代表者印を押印すること。また、各提出書類の電子データを収録した記録媒体(CD-ROM)1枚を提出すること。

(3) 提出期限

令和3年(2021年)5月18日(火)必着(持ち込みの場合は17時15分まで)

(4) 提出方法

持参、郵送、宅配便のいずれかとします。

(5) 提出先

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 豊中市役所第一庁舎5階
豊中市人権政策課

(6) 提出書類の取扱い

提出後の応募書類の訂正、追加及び再提出は認めません。

提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとします。ただし、受注候補

者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を行うことがあります。
提出された応募書類等は返却しません。
応募書類の作成及び提出に係る費用については応募者の負担とします。
郵送により提出する場合は、事務局に応募書類の到達について確認してください。

6. 質疑対応

質問がある場合は、質問書（様式 9）をメールか FAX または直接持参にて事務局あてに提出してください。

①提出先メール：danjokyoudou@city.toyonaka.osaka.jp

F A X：06-6846-6003

②提出期限：令和 3 年 4 月 30 日（金）17 時 15 分必着

※なお、提出されたすべての質問及び回答は、令和 3 年 5 月 11 日（火）（予定）に市ホームページに掲載し、個別には回答しません。なお、電話での質問は受け付けることができません。

7. 選定方法

提出していただいた内容について総合的に評価し、優先交渉権者を選定します。
なお、配点の 50%未満の提案者は、順位が 1 位の場合であっても優先交渉権者としません。

(1) 審査手順

「(仮称) 第 3 次豊中市男女共同参画計画」策定支援業務委託事業者選定委員会にて審査します。

(2) 評価項目

項目	配点	評価のポイント
1. 提案内容	80 点	・男女共同参画、DV 対策、女性活躍推進に対する考え方、計画策定支援に関する取組提案内容
2. 業務実績	20 点	類似する業務の実績があるか
3. ワーク・ライフ・バランス	5 点	ワーク・ライフ・バランスに関する認定等状況について
4. 費用	5 点	積算額は必要最小限に抑えられているか ※本業務の見積を勘案し、採点

※公募開始日から過去 3 年以内の処分歴などがある場合は、最大で 10 点減点します

(3) 審査スケジュール

第一次審査

令和 3 年（2021 年）5 月下旬に「(仮称) 第 3 次豊中市男女共同参画計画」策定支援

業務委託事業者選定委員会を開催し、書類審査委にて第二次審査進出する提案者を選定します。なお、応募が3者以下の場合は第一次審査を省略し、全件第二次審査に進んでもらいます。

第二次審査

令和3年(2021年)6月1日(火)に「(仮称)第3次豊中市男女共同参画計画」策定支援業務委託事業者選定委員会を開催し、プレゼンテーション及び質疑応答の内容も考慮して審査を実施します。

※プレゼンテーションでパソコン(パワーポイント等)を使用する場合に必要な機材はすべて、提案者で用意してください。市はスクリーンと電源のみ用意します。また、インターネット回線が必要な場合は提案者で用意してください。なお、企画提案書と同一の資料をもって説明してください。

※プレゼンテーションの時間は、30分(説明20分以内、説明後質疑応答)とします。

※プレゼンテーションは、本業務に携わる管理者又は主担当者が行うものとし、出席者は全員で3名以内とします。

(4) 最終審査結果の公表

最終審査結果は令和3年(2021年)6月に市のホームページにて公表します。

8. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ①審査委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めるなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- ②他の提案者と応募書類及び企画提案書等の内容又はその意思について相談を行った場合
- ③他の提案者に対する妨害等の行為があった場合
- ④受注候補者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募書類及び企画提案書等の内容を意図的に開示した場合
- ⑤応募書類及び企画提案書等に虚偽の記載を行った場合
- ⑥法令並びに豊中市の関係条例及び規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- ⑦その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9. 契約の締結

- ①優先交渉権者の選定後、採択された企画提案書の内容に基づき、市と仕様並びに価格等を協議のうえ業務内容等を確定し、令和3年6月上旬(予定)を目途に、市と契約手続きを行います。したがって、業務内容及び契約内容等については、採択された提

案から変更が生じることがあります。なお、優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次の優先交渉権者と契約を締結することがあります。

- ②本業務の受注者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行うこととなります（受注者が同規則第 110 条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く）。

10. 留意事項

- ①本プロポーザルに要する経費(提案書の作成及び提出に関する費用等)は、応募者の負担とします。
- ②審査及び評価の内容、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けません。
- ③提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じません。
- ④提出書類に記載された受注業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- ⑤本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、速やかに人権政策課まで辞退届(様式 10)で通知してください。また、取り下げによる不利益な取り扱いはしません。
- ⑥質問事項の締切以降、事業に係る質問は受け付けません。

11. 応募先、質問先及び問い合わせ先

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1 豊中市役所第一庁舎 5 階

豊中市人権政策課 (担当: 廣田)

T E L 06 - 6858 - 2654

F A X 06 - 6846 - 6003

E-mail danjokyoudou@city.toyonaka.osaka.jp